

○武蔵村山市まちづくり条例策定委員会設置要綱

平成 20 年 5 月 20 日

訓令 (乙) 第 99 号

(設置)

第 1 条 武蔵村山市の地域特性を生かした良好なまちづくりを実現するための条例 (以下「まちづくり条例」という。) を制定するに当たり、専門的な知見に基づく意見を反映させるため、武蔵村山市まちづくり条例策定委員会 (以下「委員会」という。) を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、まちづくり条例の原案の作成に資する事項その他まちづくり条例の制定に関し市長が必要と認める事項について専門的な知見から検討し、その結果を市長に報告するものとする。

(平 22 訓令 (乙) 101・一部改正)

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 次に掲げるところにより市長が委嘱する者

ア 識見を有する者 4 人

イ 武蔵村山市商工会の役員 1 人

ウ 武蔵村山市農業委員会の委員 1 人

エ 武蔵村山市まちづくり条例市民会議の委員 3 人

(2) 副市長

(平 22 訓令 (乙) 101・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、最初の会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(任期)

第6条 委員の任期は、まちづくり条例が制定された時に満了するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。